

研究活動上の不正行為に関する調査結果について（概要）

創価大学

1. 発覚の時期及び契機、調査に至った経緯等

2024年5月14日に学内者より、本学の教育学部准教授（以下「被告発者の准教授」）が発表した論文において、盗用が疑われるとの告発とともに、資料の提供があった。当該論文は、本学教育学部が発行する「創価大学教育学論集第76号」に収録されており、2024年4月3日に、創価大学学術機関リポジトリにおいて公開されたことから、研究活動の不正行為の調査対象になることを確認した（現在は当該論文を削除）。その後、予備調査委員会で調査した結果、「創価大学における研究活動の不正行為防止規程」に定める「不正行為」のうち、「盗用」にあたる可能性について否定することができなかつたため、同年7月8日最高管理責任者は、本格的な調査（以下「本調査」という。）を行うことを決定し、「通報・告発細則」に定める調査委員会を設置し、同年7月25日より本調査を開始した。

2. 調査体制

4名（内部委員2名、外部委員2名）

神立孝一 創価大学副学長・教授

鈴木美華 創価大学副学長・法学部長・教授

大崎素史 東日本国際大学・教授

若旅一夫 弁護士

3. 調査内容

1) 調査期間

2024年7月25日～2024年8月28日

2) 調査対象

ア) 対象研究者：本学教育学部准教授

イ) 対象論文等：被告発者の准教授論文

本調査では、予備調査の結果を踏まえ本論文を調査対象とした。

ウ) 対象経費：研究費は支出されていないことを確認した。

3) 調査方法・手順

盗用の疑いがある論文と、引用元とされた論文等とを比較検証するとともに、被告発者の准教授に対して聞き取り調査を行い、弁明の機会を与えた。

4. 調査結果の概要

1) 不正行為の内容

文献照合・精査及び被告発者の准教授の弁明並びに被告発者の准教授及び学内の関係者への聞き取り調査を総合的に検証し、被告発者の准教授論文において、研究活動における不正行為である「盗用」が行われたものと認定した。

(認定理由)

調査した論文では、下記の状況が見られた。

- ・引用元を明記することなく、部分的に文言が変更されているものの、ほぼ同一のものとなっている。
- ・適切な引用の記載が認められず、部分的に文言が変更されているものの、ほぼ同一のものとなっている。

これらは、被告発者の准教授が研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠っていたことによるものであり、盗用があったと判断した。

2) 研究費等の不正使用の有無

無

5. 調査機関がこれまで行った措置の内容

1) 被告発者に対する創価大学の対応（処分等）

本学規則に基づき、懲戒処分（停職2カ月）を行った。

6. 特定不正行為の発生要因と再発防止策

○ 発生要因

適切な引用方法に関する配慮を欠き、十分な注記等がないまま転載するなど、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠っていたことに起因して発生したと考えられる。

○ 再発防止策

今後このような不正行為が発生することのないよう、最高管理責任者である学長を筆頭に、研究担当副学長、研究科長及び各学部長が研究倫理教育に責任を持ち、下記の取り組みの実施を徹底する。

- ・ 「APRIN eラーニングプログラム(eAPRIN)」の受講を定期的実施させ、研究者としての倫理意識の徹底を図る。
- ・ 研究論文等における剽窃・盗用等の不正行為防止対策を徹底すべく、Turnitin社の剽窃検知ツール「iThenticate」を活用する。

- ・ 外部講師による人文社会系および、理工系の教職員・大学院生を対象とした「研究倫理教育セミナー」を定期的を開催する。
- ・ 他機関で発生した研究活動に係る不正事案等について、研究者に定期的に共有し、不正が発生した場合の、機関および研究者自身が受けるペナルティ等、影響の大きさを周知する。
- ・ 研究の実施、研究費の使用に当たっては、学内関係規程や法令等の遵守について、継続的に注意喚起を行う。

あわせて教育学部として、下記の取り組みの実施を徹底する。

- ・ 『教育学論集』の編集方針を見直し、論文内容の精査、点検を徹底する。
- ・ 研究倫理学習会を定期的を開催する。
- ・ 研究不正の実例を用いながら、実践的な学習する場を定期的（各学期1回）に設ける。